

# 公立大学法人山梨県立大学知的財産委員会規程

(平成22年4月1日制定 法人第5111-1号)

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人山梨県立大学知的財産規程第3条の規定に基づき、公立大学法人山梨県立大学知的財産委員会（以下「委員会」という。）の任務、組織その他必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 研究成果の育成・活用に関する事項
- (2) 研究成果等に関する取扱いと権利の帰属・承継に関する事項
- (3) 知的財産等の管理・活用の推進に関する事項
- (4) その他、知的財産に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事（研究・交流）
- (2) 学部長、研究科長、専攻科長及び地域研究交流センター長
- (3) 総務課長
- (4) その他学長が必要と認めた者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員長は前条第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を主宰する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務課が処理する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。